

これまでの専門委員会での 各委員からの主なご意見

2019年 4月26日

これまでの専門委員会での各委員からの主なご意見①

(注1) ○は第5回委員会での意見、◇は第6回委員会での意見

(注2) 委員から個別に提出された資料は別添参照

【総論】

- ヨーロッパなどの例を見ても、幼児教育無償化は、次世代の健やかな育ちを支えるために行うものであり、量ではなく、質こそが重要。
 - 質をあげていくときに、現場で動いている現状、利用者が便益を受けている現状とあまり乖離しても適当ではない。
 - 長時間、毎日のように利用する場合、ベビーシッターが入れ替わるのは愛着関係や安定した生活という面でも問題ではないか。決まったメンバーが連携をとりながら、保護者との信頼関係も結びながら保育することが重要。東京都の取組のように、決まった保育者でチームを組んで保育するなどの工夫が必要。
 - 事業者も圧倒的に多く、取組も必要で、実際に取り組まれている東京都の取組が非常に参考になる。チーム保育は望ましいが、感覚的にはちょっと難しいのではないかと感じる。
 - 認可の居宅訪問型保育の対象が原則3歳未満であり、認可外の居宅訪問型保育の基準も3歳未満児を想定しているように思えるが、実際には3歳以上児も小学校に通う児童も利用する。3歳未満に限る必要はない。また、兄弟利用についても整理が必要。
 - 通常、ベビーシッターは臨時的・一時的に利用されているが、無償化の対象になるということは、1日10時間なりの保育を毎日実施することになるわけなので、通常のベビーシッターの預かりとは違うことに注意が必要。
-
- ◇ 長時間の保育の場合、チームでの保育の必要性は高いのではないかと感じる。ただし、個人のベビーシッターにそれが可能か。
 - ◇ チーム保育はどの事業者でもできるわけではないが、導入した事業者ではよい影響があったとの報告があった。個人のベビーシッターでは、マッチングサイトの事業者がそのようなシステムをつくるなどの工夫が必要。
 - ◇ 無償化の上限額を勘案すると、フルタイムでベビーシッターの利用は難しく、ある程度自己負担が必要。無償化の範囲内で何とかしようとすると、より時間単価の安いマッチングサイトを利用するベビーシッターやファミリーサポートセンターなどのサービスに流れるのではないかと感じる。
 - ◇ 無償化の対象となるベビーシッターについては、保護者に評価してもらう仕組みも考えられるのではないかと感じる。
 - ◇ トラブルがあった場合、保護者等の訴えを聞いて、子どもの視点から保育の適正性を確認する体制が必要ではないかと感じる。
 - ◇ 単に相性がいいとか、保護者に気に入られるとかではなく、保育の質の担保が必要。

これまでの専門委員会での各委員からの主なご意見②

【研修】

- 研修がポイントになる。その際、東京都の例が参考になる。他の研修で代替できるという点も非常に整理されており、議論の土台になる。
 - 個人のベビーシッターの質の担保を誰が保証するのか。研修への参加をどのようにして呼びかけ、促すのか。ベビーシッターの需要が大都市部に集中している中、事業者が少ない又は存在しない地方のベビーシッターの研修の機会をどのように提供するのか。
 - ベビーシッターは自分ひとりで全部を判断しなければならないので、研修は極めて重要。受りたい人が研修を受けられる機会を提供すること、受けやすくする工夫が必要。
 - 子育て支援員の研修と居宅訪問型保育の研修は重なる部分もあるのではないかと。全ての講義を受けなくても、免除などできないか。
- ◇ 事業者ごとの自社研修の内容の統一感をどう確保するか。最低限必要な基準はいるのではないかと。また、体力のある企業であれば、研修受講済みであることを売りにできるのではないかと。ただし、個人のベビーシッターが研修受講の基準をクリアできるかは課題。
 - ◇ 会社に所属しているか、個人で運営しているかで、研修受講の機会も大きく異なることをどう考えるか。

【情報開示】

- 個人のベビーシッターの情報について、開示してもいいという人の情報開示であれば、今後は仕組みを考えられるのではないかと。
 - 無償化の条件として個人のベビーシッターの情報を開示させることはあるかもしれないが、一般的に個人のベビーシッター全員に情報を開示させるのは難しいのではないかと。また、同意する者のみ開示ということも考え方の整理が必要ではないかと。
- ◇ 個人のベビーシッターを含め、研修受講状況等を公表することが必要。自治体ごとの仕組みではなく、ベビーシッターの登録データベースなど、国で構築し、地方自治体がそれを利用することはできないか。地方自治体の事務のあり方も踏まえた検討が必要ではないかと。
 - ◇ 登録番号で公表する仕組みにすれば、地方自治体・利用者が活用できる。

【監査】

- 指導監督基準については、居宅訪問型保育の現在の基準は、施設型を少し変更したような内容であり、指導しづらい面がある。個人宅、利用者の自宅への現地に行くことも難しい。
 - 散歩への同行や保護者の同意を得た上での自宅巡回などを、都道府県が市町村と連携して進めるということは可能か。
 - 法人の場合、特定のベビーシッターの保育実態を自宅巡回などで見て、法人の適否を判断することは適当ではないのではないかと。
 - 無償化されるなら公的な事業であり、利用条件として、監査のために利用者の自宅に訪問することもありえるのではないかと。
- ◇ 個人のベビーシッターについて、基準の適合性を誰が管理・監督するのか。地方自治体ですべてできるのか。